

# 令和7年度第1回三浦市上水道事業審議会

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、三浦市水道事業の円滑な運営を図るため三浦市上水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置し、市長の諮問に応じ、本市の水道事業に関する事項について調査及び審議を行います。

## 日時

令和8年1月30日（金曜日）10時00分から11時00分まで

## 場所

名称：南下浦コミュニティセンター（セルSeaみうら）多目的室1

住所：三浦市南下浦町上宮田3258番地4

## 交通・アクセス

京急久里浜線「三浦海岸駅」から徒歩2分

## 内容

議題1：三浦市水道ビジョン（経営戦略）令和7年度中間見直しについて

## その他

審議会は傍聴することができますが、議事の内容により審議会の一部を非公開とする場合があります。

傍聴を希望される場合は、開始10分前までに会場へ直接お越しください。